

イノベーション企業等農業参入支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島イノベーション・ココスト構想推進機構（以下「機構」という。）は、農業を福島県浜通り地域等 15 市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村（以下「浜通り地域等」という。））における成長産業と位置づけ、資本力や経営力、技術力を有する企業等の農業参入を促進し、新たな農業の展開、新たな雇用創出による地域住民の帰還と他地域からの住民呼び込み、地域産業の活性化をサポートする。

このため、企業等の農業への参入と定着、農業経営の発展に向けた調査・試験に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(事業内容)

第2条 本事業は第3条の第1項に定める助成対象事業者が第3条の第2項のいずれかの要件を満たし、第4条の1に定める手続きで申請があったものに対し、新たに浜通り地域等に参入するために必要な調査・試験ほ場の設置に係る経費、資材等の購入等の経費に対して助成する。

なお、補助対象事業は別表のとおりとし、次に示す経費については助成対象としない。

- (1) 農地・農業用施設・農業生産機械・車両の取得費
- (2) 従業員の賃金・給与、賃金に係る保険料、役員報酬
- (3) 農業用施設やほ場整備の設計・監理費
- (4) 国外調査費
- (5) 食糧費
- (6) 租税公課、消費税及び地方消費税
- (7) 自主施工や他からの助成により実施中又は既に完了している経費
- (8) その他事業の趣旨にそぐわない経費

(助成対象事業者及び助成金の額)

第3条 本事業の助成対象事業者は、浜通り地域等において新たに農業参入する企業等とし、次のいずれかを満たす企業等とする。

- (1) 浜通り地域等に参入後3年以内の企業等
 - (2) 事業着手後一定期間内（原則6ヶ月以内）に営農を開始する企業等
- 2 企業の農業参入は、原則として次の各事項を見込む、または実施した時期を総合的に判断する。

- (1) 農地の取得、借受
- (2) 作物の定植、栽培
- (3) 農地の肥培管理、保全管理
- (4) 上記に準ずる営農準備行為

3 助成金の助成率は別表のとおりとし、額は機構理事長（以下「理事長」という。）が決定した額とする。

助成金の総額は本事業の実施期間を通じて、1社あたり2,000千円を限度とする。

（事業計画と交付の申請）

第4条 本事業を実施し、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による助成金交付申請書と様式第1-1、1-2による事業実施計画書を作成し次に掲げる書類を添付して、機構が別に定める期間内に理事長に提出する。

（1）共通提出書類

- ア 申請者の定款の写し
- イ 申請者（新たに設立された法人の場合は関連会社等）の直近期の決算書（貸借対照表、損益計算書等）
- ウ 営農する場所（予定）の場所等の位置図
- エ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）
- オ 購入しようとする資材、機械や施設等のリース費用の見積書等
- カ その他理事長が必要と認める書類

（2）該当する場合のみの提出

- ア 農業以外の業を営む企業が、農業参入するために新たに県内に設立した農地所有適格法人等の法人にあっては、関連会社の出資または関与の状況が分かる資料
- イ 農業参入に関する市町村との協定を締結している場合は、協定書の写し
- ウ 農地を新たに賃借又は取得する場合は、農地の権利取得を確認できる書類の写し

（ア）農地法第3条による許可の場合は、農業委員会の指令書

（イ）農業経営基盤強化促進法による利用権の設定の場合は、農地の賃借契約に係る書類

（ウ）農地中間管理機構からの借入の場合は、農用地利用配分計画の認可公告

エ 農地所有適格法人以外は、社内の営農体制が確認できる社内体制図

オ 都道府県税の納税証明書（新たに設立した法人を除く）

2 申請者は、前項の助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方

消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 3 理事長は、第1項に定める書類に加え、その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

(計画承認と交付決定の通知)

第5条 理事長は、第4条の第1項の規定による申請書と計画書の提出があった場合には内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた時には、計画承認と交付決定を行い、様式第3号を申請者に通知する。

- 2 理事長は、第4条の第1項の規定による申請書等が到達してから、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 理事長は、第4条の第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行う。
- 4 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(助成事業の経理等)

第6条 申請者は、助成事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第7条 申請者は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ様式第4号を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、申請者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合。
 - (イ) 助成目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更を行う場合。
 - (ウ) 助成対象経費の20パーセント以内の減額変更を行う場合。
 - (2) 助成対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合。
- 2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更

し、又は条件を付することができる。

- 3 理事長は、前項に掲げる承認又は条件を付した場合には、当該申請者に様式第5号を通知する。

(事故の報告)

第8条 申請者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6号による事故報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 申請者は、助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げる場合は、当該通知を受けた日から10日以内に理事長に書面をもって申し出なければならない。

(状況報告)

第10条 申請者は、理事長から助成事業の遂行状況について報告を求められた場合は、速やかに様式第7号を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、当該事業が完了したときは、実績報告を様式第8号により助成対象事業完了の日（事業廃止について理事長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 申請者は前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 理事長は、申請者が第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。
- 4 理事長は、申請者に対して必要と認める場合には、第1項の規定によらず実績報告書の提出を命ずることができる。

(助成金の額の確定等)

第12条 理事長は、第11条の第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、

申請に様式第9号を通知する。

(助成金の支払)

第13条 助成金は第12条の第1項の規定により、交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第10号による支払請求書を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 申請者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 申請者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後に生じた事業の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 申請者から、第7条第1項第3号に基づく申請があった場合。
- (6) 申請者が次のいずれかに該当する場合。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。

ホ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからニまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合。

ヘ イからニまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ホに該当する場合を除く。）に、理事長が申請者に対して当該契約の解除を求め、申請者がこれに従わなかつた場合。

- 2 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利2.5パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第15条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11号により速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条の1関係)

区分	助成対象事業費	補助率	事業実施主体
イノベーション企業等農業参入支援事業	<p>新たに農業参入のために必要となる調査・試験場設置に必要となる費用は次のとおりとする。</p> <p>1 生産資材等の購入・リース費用 種苗、肥料、農薬、生産資材の購入、土壤分析や農産物の品質分析、農地・農業用機械等のリース等</p> <p>2 国内先進地調査に関する費用 報償費、旅費、燃料費、使用料及び賃借料、通信費 等</p>	<p>定額 (助成対象事業費の内、2については100千円を上限とする。)</p>	交付要綱第3条に定めのある企業等